下水道使用料を改定します

5月分（4月使用分）から下水道使用料が引き上げになります。
改定理由や内容、料金などを確認ください。

問合せ　下水道総務課 ☎33-4147

下水道の役割とは

本市における下水道事業は、浸水の防除、汚水の排除、トイレの水洗化といった生活環境の向上を図り、安全で安心な市民生活を確保するために実施していますが、整備・維持管理には多額の資金が必要です。

なぜ改定するの

下水道使用料については、昭和59年度から、4年ごとに段階的な引き上げの改定を実施してきていますが、未だ汚水処理に係る費用に見合った料金設定に至っていないため、財源の不足分を一般会計からの繰入金などにより補てん（税金で負担）している状況です。

税負担の公平性の観点から、適正な受益者負担を検討し、下水道経営の健全化を図るために、このたび公共下水道事業審議会からの答申と市議会の議決を経て、5月分（4月使用分）からの下水道使用料を改定することになりました。

下水道マスコットキャラクター「スイスイ」

改定の考え方

下水道使用料の改定の考え方は、平成26年度に国が示した「今後10年で下水道整備を概ね完了」という方針に基づいて、2025年度（平成37年度）を、下水道法で位置づける本来の100％の適正負担となる目標年度と位置づけ、それまでは、4年ごとに段階的に下水道使用料の改定を行っていくというものです。

今回の平均改定率は6・32％となっています。昨今の厳しい経済事情ですが、今後とも施設の効率的な運営と経費の削減や収入増への取り組みに努めていきますので、よろしくお願いします。

改定の内容

（税抜き）

料金区分	汚水量		旧料金	新料金
一般家庭用と事業用	基本料金	8㎥まで	1,120円	1,192円
	超過料金（1㎥につき）	9㎥から　20㎥まで	175円	186円
		21㎥から　30㎥まで	180円	191円
		31㎥から　50㎥まで	190円	202円
		51㎥から 100㎥まで	195円	207円
		101㎥から	205円	218円
公衆浴場用	1㎥につき		29円	29円

※使用料は上表から算出した額に消費税を加えた額となります（10円未満切捨て）

下水道 Q&A

Q　下水道使用料はどうやって計算するの？

A　1ヵ月に30㎥を使用したときに次のような計算になります。

基本料金	8㎥	＝	1,192円
超過料金	186円×12㎥	＝	2,232円
	191円×10㎥	＝	1,910円

↑上記の表の内容により計算

5,334円×1.08（消費税）
＝
5,760円